

日・フィリピン共同声明

2023年2月9日

1. フェルディナンド・マルコス・フィリピン共和国大統領は、岸田文雄内閣総理大臣の招請に応じて、2023年2月8日から12日まで日本を公式訪問した。当該訪問は、数十年にわたる両国民の交流を通じて培われた友好的かつ歴史的な絆に裏打ちされ、また、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった共通の基本的価値によって支えられた、日・フィリピン間の強固かつ非常に大切に育まれた友好関係を反映したものである。
2. 2023年2月9日の首脳会談及びワーキングディナーにおいて、マルコス大統領と岸田総理大臣は、国際環境が一層複雑化する中、二国間の戦略的パートナーシップを強化し、両国の強じん性を推進するため、経済、安全保障、人的交流、地域・国際問題等、幅広い課題について議論をした。
3. 両首脳は、現代的なニーズに応え、実践的な成功を収め続ける、変革的で前向きなパートナーシップに向けて取り組むことにコミットした。
4. 両首脳は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序がかつてなく重要となったとの認識を共有した。この観点から、両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」及び「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」が本質的な原則を共有していることを再確認した。岸田総理大臣は、ASEANの中心性・一体性に対する日本の揺るぎない支持を改めて表明し、マルコス大統領は、ASEANの中心性及びAOIPが、インド太平洋における地域のパートナーとの関与におけるフィリピンのアプローチの中核であると強調し、ASEAN主導メカニズムの下でのAOIPに関する日本との関与をASEANが呼びかけている旨を表明した。

二国間協力

(a) 経済協力

5. 岸田総理大臣は、「フィリピン開発計画2023－2028」に従い、日本の2022－2023会計年度における6,000億円の政府開発援助（ODA）及び民間部門投資による積極的な貢献を通じて、フィリピンの2025年までの上位中所得国入りを活発に支持するとの日本政府の意図を強調した。両首脳は、フィリピンの上位中所得国入りの達成及びその先に向けて、日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会を通じ、現在進行中及び将来の経済協力案件の着実な実施を促進するための明確かつ継続的なコミットメントを再確認した。
6. 岸田総理大臣は、マルコス政権の「ビルド・ベター・モア」政策を踏まえた、フィリピンにおける質の高い交通インフラの整備及びミンダナオ島を含むフィリピンにおける衡平な地域開発に貢献するとの日本の意図を表明した。

7. 両首脳は、日本が資金供与するマニラ首都圏地下鉄事業の進捗を歓迎するとともに、マルコス大統領の任期中の同事業の開業を目指した。両首脳は、南北通勤鉄道の整備及びその延伸のために3,770億円相当の借款の供与に関する交換公文への署名を評価した。加えて、岸田総理大臣は、日本政府が首都圏鉄道三号線の更なる保守及び改修のために追加借款を行う用意がある旨述べた。両首脳は、2002年からの次世代航空保安システム整備事業の一環として、フィリピンにおける安全で効率的なかつ信頼性の高い航空輸送を促進することの重要性を認識した。
8. 両首脳は、ダルトンパス東代替道路、中央ミンダナオ高規格道路及び第二サンファニコ橋梁の建設に係る借款の早期供与に向けて取り組むことについて一致した。また、両首脳は、日本企業の技術的知見を活用する機会に鑑み、フィリピンにおける道路、長大トンネル及び橋梁の建設又は維持管理に係る将来の協力における官民連携(PPP)方式の活用の経済性を確認した。両首脳は、2022年10月のトンネル及び付帯設備の建設と維持管理に係る協力覚書の更なる実施に期待を示した。
9. 両首脳は、自然災害に対する強じん性構築及び気候変動への適応に関する連携を継続する意図を確認した。頻繁な洪水の問題に取り組むため、両首脳は、パッシング・マリキナ川の更なる堤防工事、パラニャーケ放水路の整備、完成予定のダバオ治水対策マスタープランに基づく新規案件形成についてコミットした。岸田総理大臣は、日本政府が追加的な災害復旧スタンド・バイ借款をフィリピンに対して供与する用意があることを述べた。
10. 両首脳は、「アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)」構想に関して、2023年3月のAZEC閣僚会合等を通じて、両国が協働することを確認した。加えて、マルコス大統領は、同国のエネルギー移行のために、液化天然ガス(LNG)をフィリピンに導入するための日本による能力構築と両国の民間企業を評価した。両首脳は、フィリピンのカーボンニュートラル達成に向けたロードマップ策定に関する協力を一層推進することをコミットした。
11. 岸田総理大臣は、農業の生産性、効率性及び農家の所得を向上させ、フィリピン農業の競争力を維持し、食料安全保障を実現するためのマルコス大統領の優先課題に対する支持を表明した。両首脳は、農業合同委員会の設置、農業・農村開発政策に関する情報交換、強じんして持続可能な農業及び食料システム、スマート技術、食料バリューチェーンの強化等に関する協力を含む、農業協力の枠組みを提供する協力覚書の署名を歓迎した。
12. 両首脳は、地上デジタル放送、網羅的な緊急警報放送システム(EWBS)、サイバーセキュリティ、5Gサプライヤーの多様化及びオープンで安全かつ強じんな5Gネットワークの構築のほか、5G/ビヨンド5G、IOT、ビッグ・データ、人工知能(AI)

及びデジタルトランスフォーメーション(DX)等の先端技術の活用に関する協力を推進する情報通信技術に関する協力覚書の署名を歓迎した。

13. 両首脳は、日本企業のノウハウを活用する形での情報通信技術を用いた医療サービスのフィリピンへの導入、保健分野における人材育成等、保健医療に関する具体的な事業を推進し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現を支援することを確認した。また、両首脳は、2023年3月に第2回会合が予定されている、ヘルスケア合同委員会における更なる協議への希望を表明した。両首脳は、公衆衛生上の緊急事態に対する備え、対応及び評価活動を強化し、フィリピンの研究・検査機関ネットワークの更なる改善を通じて、フィリピンの保健体制の強じん性を構築することにコミットした。
14. 両首脳は、2023年第1四半期に産業協力対話を再活性化することへの期待を表明するとともに、「アジア未来投資イニシアティブ」に基づき自動車産業分野を始めとしたグローバル・サプライチェーンのハブとしての地域の商業的魅力を向上することや、デジタル技術を活用した革新的かつ持続可能な解決策による社会課題の解決に貢献するビジネスを促進することを通じて、フィリピンの持続的な経済開発のために協力を深化することを確認した。
15. 両国の強さ、両国の価値の促進、人々の生活及び仕事の保護並びに社会とその制度の強じん性を強化するため、両首脳は、国家安全保障と経済に経済安全保障が及ぼす横断的な影響に鑑み、経済安全保障を促進する上での協力を強化することを決定した。両首脳は、政治的目的を達成するための経済的威圧に対する懸念と強い反対を表明し、国際法に基づく経済秩序の重要性を強調し、また、経済的威圧に対処するための緊密な連携の重要性を強調した。
16. 両首脳は、開発途上国における持続可能な開発を達成するための透明かつ公正な開発金融の重要性を確認するとともに、全ての関係者に対し、債務の持続可能性、高度な透明性及び相互の説明責任等の国際ルール及びスタンダードを遵守するよう要請した。
17. 両首脳は、科学技術が多様な経済活動に広く適用されることを認識し、科学技術に関する今後の協力への期待を表明した。マルコス大統領は、2021年6月以降の宇宙開発及び利用に関する協力覚書に基づく、衛星画像、衛星搭載データ及び派生製品へのアクセスの提供や、奨学金プログラムの提供における日本の取組に感謝の意を表した。マルコス大統領は、宇宙環境の活用や宇宙状況把握等、より多くの分野における協力を期待を表明した。

(b) 防衛・安全保障協力

18. 厳しさを増す地域の安全保障環境を踏まえ、両首脳は、外務・防衛閣僚会合「2+2」、外務次官級戦略対話及び外務・防衛当局間協議を含め、あらゆるレベルの二国間協議を通じた防衛・安全保障協力を強化する意図を確認した。

19. マルコス大統領は、2022年12月に発出された新たな「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に係る岸田総理大臣の説明及びこれらの文書の策定を通じた日本の透明性に感謝し、自由で開かれた法の支配に基づく国際秩序を維持・発展することへの日本のコミットメントを歓迎した。
20. 両首脳は、人道支援・災害救援活動に係る協力を強化・円滑化するための取組の一環として、自衛隊によるフィリピン訪問のための手続を簡素化する、フィリピンにおける自衛隊の人道支援・災害救援活動に関する取決めへの署名を歓迎した。両首脳は、防衛及び軍当局関係者の教育、訓練及び相互訪問を強化・円滑化する枠組み等を通じて防衛協力を更に進展する方途を引き続き検討することで一致した。
21. 両首脳は、各国の防衛能力を強化し、相互の戦略的寄港・寄航、更なる防衛装備品・技術の移転、移転済みの防衛装備品に関する継続的な協力、能力構築支援による、安全保障協力全体を更に強化することを決意した。具体的には、両首脳は、警戒管制レーダーの移転完了と関連要員の教育のための取組を強化することを確認した。マルコス大統領は、日本の有用な防衛装備品の移転事業並びに連携、共同活動及び相互運用性を深化する可能性について言及した。
22. 両首脳はさらに、2022年12月の防衛次官級協議、同年7月の幕僚間協議、同年10月の日比防衛当局間協議を通じたものを含む二国間防衛交流の進展、米比共同演習「カマンダグ」及び「サマサマ」並びに比豪共同訓練「ルンバス」における人道支援・災害救援への自衛隊の参加、同年12月の航空自衛隊戦闘機のフィリピン共和国への派遣を始めとする航空自衛隊とフィリピン国空軍の交流を通じて、防衛上の関与が深化していることを歓迎した。また、両首脳は、日比米陸軍種ハイレベル懇談の開催を歓迎し、日比米幕僚間協議、日比米防衛実務者協議等の三か国協議や比米共同演習への自衛隊の参加を通じて、防衛交流を一層促進することにコミットした。
23. マルコス大統領は、安全保障協力を深化させることを目的とした、被供与国の軍等が裨益する新たな協力の枠組みを立ち上げるとの日本の意図を歓迎した。
24. 両首脳は、二つの海洋国家の首脳であり、インド太平洋の水域を引き続き安全で自由なものとする事への重大な関心を共有し、南シナ海やスルー・セレベス海とその周辺の安定のため、海洋状況把握(MDA)及び国際法、特に国連海洋法条約(UNCLOS)に基づく海上法執行を強化するための取組の重要性を再確認した。両首脳は、海洋政策の調整及び事業や活動の効果的な追求のため、第五回協議が2023年第1四半期に予定されている日・フィリピン海洋協議を通じた定期的な二国間の意思疎通の重要性を確認した。
25. マルコス大統領は、海上保安に係る2017年1月の協力覚書の実施によるフィリピン沿岸警備隊に対する日本の支援を歓迎した。マルコス大統領は、フィリピン

沿岸警備隊職員に対する訓練や奨学金、海上保安庁によるフィリピン沿岸警備隊の人材育成やJICA専門家の継続派遣について、岸田総理大臣に対して謝意を表明した。両首脳は、米国沿岸警備隊と連携して取り組む「サファイア」を通じたものを含む、日本の知見移転や日本のベストプラクティスの共有の強化にコミットした。マルコス大統領は、日本製の97メートル級巡視船の母港となり得るフィリピン沿岸警備隊のスービック湾船艇支援拠点の整備、巡視船への衛星通信システム搭載といった海上法執行能力の強化のための具体的案件に満足の色を表明した。

26. 両首脳は、2025年のバンサモロ自治政府樹立に向けたミンダナオ和平プロセスの着実な実施がインド太平洋地域の平和と安定にとって重要であることを再確認した。マルコス大統領は、モロ・イスラム解放戦線(MILF)の兵士退役・武装解除、バンサモロ暫定自治政府の行政能力向上及び社会経済開発支援を含めた、和平プロセスへの日本の継続的な支援に謝意を表明した。岸田総理大臣は、和平プロセスの実質的な進展に応じて、生計向上のための職業訓練及び産業開発等の協力の促進に向けた日本の支援を強化していくことにコミットした。

(c) 人的交流

27. 両首脳は、新型コロナウイルス感染症の危機を克服し、人的往来及び交流を完全に再活性化するべく協力することの重要性を確認した。この目的のために、マルコス大統領は、フィリピンの政府職員等に対する査証免除及び双方向の観光協力を促進する新たな協議メカニズムの立上げに関する岸田総理大臣の発表を歓迎した。さらに、両首脳は、外国青年招致事業(JET)や対日理解促進交流プログラム(JENESYS)への数百名のフィリピンの若者の参加をもって両国民間の文化交流が更に強化されることへの期待を表明した。岸田総理大臣は、2025年大阪・関西万博に参加するとのフィリピン政府の決定を歓迎した。

28. 両首脳は、多くのフィリピン人留学生、研修生及び労働者が日本において専門知識・技術を獲得する機会を引き続き追求し、日比両国の経済の持続可能な成長に寄与するべく、これらの人材の受入れ環境を整備するために、姉妹都市協定を通じたものを含め、関係する利害関係者が相互に連携することを確認した。岸田総理大臣は、無償資金協力である人材育成奨学計画を通じて、フィリピン政府職員を日本の第三教育機関に引き続き受け入れるとの日本の意図を表明した。

29. 両首脳は、本年、FIBAバスケットボール・ワールドカップ2023が日本・フィリピン・インドネシアにより共催されることを歓迎し、日本人及びフィリピン人スポーツ選手の交流を促進するスポーツ交流や関連行事のためのプログラムを強化していくことを確認した。

地域・国際問題に係る連携

30. 両首脳は、本年12月を目途に東京において日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議を開催し、将来の日ASEAN関係のための新たなビジョンを共に発表す

ることを期待した。両首脳は、フィリピンの ASEAN 経済大臣会合における対日調整国としての役割を認識し、「日ASEAN経済共創ビジョン」を策定する経済界のイニシアティブと連携し、新たな行動計画策定に向けた日本政府とASEAN各国間の協力を確認した。

31. 両首脳は、東シナ海及び南シナ海における状況に深刻な懸念を表明し、力又は威圧を含む緊張を高め得る行為に強く反対した。両首脳は、地域の平和及び安定並びにその海域の安全保障の重要性を強調した。両首脳は、東シナ海及び南シナ海における航行及び上空飛行の自由、並びに国際法、特にUNCLOSの枠組み内で海域における競合する権益の主張を解決するに当たってのルールに基づくアプローチへの共通のコミットメントを再確認した。日本は、南シナ海における、不法な海洋権益に関する主張、軍事化、威圧的な活動及び武力による威嚇又は行使へのフィリピンによる長年にわたる反対に同意した。
32. 岸田総理大臣は、最終的かつ法的拘束力を有する、南シナ海に関する2016年7月の仲裁判断への日本の支持を表明した。両首脳は、UNCLOSに整合的で、南シナ海における全ての利害関係者の権利を害さない、効果的で実質的な南シナ海に関する行動規範(COC)の早期妥結を求めた。
33. 両首脳は、ロシア連邦によるウクライナ侵略を最も強い言葉で非難し、ロシアのウクライナ領内からの完全かつ無条件の撤退を要求した、2022年3月2日付けの国連決議(No. ES-11/1)で示された立場を再確認した。この文脈において、両首脳は、核兵器の使用も核兵器による威嚇も許容できないことを強調した。両首脳は、欧州及び世界のいかなる場所にも影響を与える、国際的に認められた国境の力又は威圧によるいかなる変更を認めない国際秩序の根幹を危うくするあらゆる試みにも強く反対した。1982年の国際紛争の平和的解決に関するマニラ宣言を想起しつつ、両首脳は、状況を沈静化するためのあらゆる努力を用い、また、対話と外交を通じて、紛争を解決し、国際社会の平和と安全を保ち、民間人及び軍人の死傷者の増加を防ぎ、更なる人道危機を回避する必要性を強調した。両首脳は、ウクライナにおける戦争は、サプライチェーンを混乱させ、食料及びエネルギーの不安定な状況を悪化させ、インフレ進行の原因となり、成長を制限し、財政的安定性のリスクを高め、厳しい社会的経済的影響を伴い、国際経済における既存の脆弱性を悪化させることで一致した。この観点から、両首脳は、エネルギー安全保障、及び人々の食料安全保障を達成する上で重要である不可欠な農産品及び農業投入財の国際的流通を確保するとのコミットメントを確認した。
34. 両首脳は、長年にわたる北朝鮮による日本人の拉致を非難し、北朝鮮に対して拉致問題の即時解決を求めた。両首脳は、北朝鮮による、昨年の前例のない数の弾道ミサイルの発射を含む北朝鮮の進行中の核兵器及び弾道ミサイルの開発を非難し、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄の実現に対するコミットメントを改めて表明した。両首脳は、北朝鮮に対し、関連する国連安保理決議の下での全ての義務を完全に遵

守るよう求めるとともに、国際社会による国連安保理決議の完全な履行の重要性を強調した。

35. マルコス大統領は、「5つのコンセンサス」の完全な履行へのコミットメント、及びASEAN議長国の特使の取組への支持を改めて強調した。マルコス大統領は、暴力の停止と全ての関係者の建設的な対話というフィリピンの求めを改めて強調した。日本は、「5つのコンセンサス」を通じたミャンマー情勢の改善に向けたASEANの取組への支持を再確認した。両首脳は、人道支援、全ての暴力の即時停止、恣意的に拘束された人々の解放、及び包摂的な民主主義への道筋への早期回帰に向けた国際的な取組を強化することで一致した。
36. 国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石としての核兵器不拡散条約(NPT)を維持・強化するために、両首脳は、透明性向上措置の重要性を強調するとともに、第11回NPT運用検討会議に向け軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の枠組みの下での活動を通じたものを含め、緊密に取り組む意図を再確認した。マルコス大統領は、「ヒロシマ・アクション・プラン」に沿った核軍縮に関する岸田総理大臣の取組を歓迎した。
37. 両首脳は、国連憲章及び法の支配に基づく多国間主義を擁護することへの揺るぎないコミットメントを再確認した。両首脳は、国連安保理改革における具体的な進展を達成するべく協働する決意を強調した。両首脳は、常任・非常任理事国双方の拡大や作業方法の改革を含む、全ての側面における国連安保理改革への両国の支持を表明した。
38. マルコス大統領は、岸田総理大臣に対して、2023年の相互の都合が良い時期にフィリピンを訪問するよう招請し、岸田総理大臣はその招待を受け入れた。

(了)